



大東戦略広第84号
【陳情第5号】
令和2年5月20日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

大東市長 東坂 浩



要望書について（回答）

平素は本市行政にご協力いただきありがとうございます。令和2年4月21日付けで
要望のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

【要 望】

①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐと
ともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止の
ため窓口に行かなくてもできるようにすること。

【回 答】

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金につきましては、支給に
向けて、条例改正の準備を進めております。また、来庁不要の手続き方法や周知方法等
につきましても、準備を進めており、順次広報誌や市ホームページでお知らせいたしま
す。

なお、傷病手当金は被用者の制度である点、ご理解いただきますようよろしくお願
いいたします。

【要 望】

②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減
免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封
し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

【回 答】

新型コロナウイルス感染症の影響による支払い猶予・減額免除制度につきましては、
国の減免制度に基づき取組を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の減免申請に
つきましても、感染拡大防止の観点から、特設会場の設置や電話・郵送による受付方法
を検討しております。関係規則や受付方法が整い次第、案内文書を同封する等、被保険
者に周知してまいります。

【要 望】

③納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

【回 答】

本市では、広報誌4月号及び市ホームページにて周知のとおり、相談者への新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電話による納付相談への切替えを行っているところです。

また、納付相談におきましては、生活状況や就労状況をよく聞き取り、納付・換価の猶予制度を踏まえつつ、相談者の生活事情を考慮した対応を心掛けております。

今後も納付困難な保険税（料）につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響や生活状況等をよく聴取した上で、相談者の生活を圧迫させることがないように、徴収の猶予等の周知をはじめ、適切な分割払いや滞納処分停止を行ってまいります。

【要 望】

④違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

【回 答】

滞納処分につきましては、負担の公平性を保つために必要な措置であると考えており、催告書の送付等で滞納者の状況を把握し、慎重な対応を行っているところです。

本市では、自主納付が基本であると考えておりますが、今後も納付困難な納税者の生活を困窮させることがないように、きめ細やかな納付相談に努めてまいります。

【要 望】

⑤②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

【回 答】

一部負担金減免につきましては、国民健康保険においては国基準に基づき定めた大東市国民健康保険一部負担金の減免に関する要綱により、後期高齢者医療保険においては大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則に基づき実施しており、保険税（保険料）減免の基準とは一致するものではありませんが、保険税（保険料）減免の相談において必要な方には適宜案内をしてまいります。また、電話での問い合わせにも対応してまいります。

【問い合わせ先】

戦略企画部 戦略企画室 広報広聴グループ

TEL 072-870-0403